

## 私立高等学校入学資金貸付のご案内

1 人30万円以内 入学金、施設拡充費等の入学時の納付金が対象となります。  
授業料、教科書・制服費・宿泊費等は対象外です。

無利息。ただし返還を怠った場合、年利15%の割合で違約金が徴収されます。

2 貸付金額  
500名以内 (ただし募集人員を超えると見込まれる場合は、1.5次、2次  
出願者への募集を実施しない場合があります。)

3 貸付利率  
5 申込期間  
申込先 (1)入学者選抜1次募集出願者 令和2年1月6日(月)から令和2年2月7日(金)まで (期別融資)  
(2)入学者選抜1.5次募集出願者 令和2年2月13日(木)から令和2年2月17日(月)まで (期別融資)  
(3)入学者選抜2次募集出願者 令和2年3月9日(月)から令和2年3月24日(火)まで (期別融資)

(注)この賃付制度は受験日までに申し込むことが原則になります。それ以外の期間内に申し込みをしてください。土曜日・日曜日は学校が受け付ける場合に限ります。

6 申込先 (1)兵庫県内の私立高等学校入学希望者→入学希望の私立高等学校へ  
(2)兵庫県外の私立高等学校入学希望者→兵庫県私学振興協会へ

7 申込時の提出書類 (1)令和元年度私立高等学校入学資金貸付申請書  
(2)学資負担者の收入等を証明する書類(詳細は申請書裏面をご覧ください)  
(3)希望高校の令和2年度募集要項の写し(県外高校希望者の場合のみ)  
(注)この「貸付のご案内」及び申請書は次のところに備えています。

①兵庫県内の私立高等学校 ②兵庫県及び市町の教育委員会  
③兵庫県内の中学校 ④県内の福祉事務所 ⑤兵庫県総合相談センター (JR神戸駅前クリスタルタワー6F)  
⑥兵庫県内の各県民局・県民センター

8 選考結果 (1)選考が受理された方には、審査の上選考結果を通知します。  
(2)選考が受理されなかった方には、「貸付認定通知書」で通知します。)

9 貸付実行等 県内の私立高等学校希望の場合  
入学手続き時、「借用証書」と「借受人、連帯保証人の印鑑証明書」「連帯保証人の所得証明書」を学校へ提出して貸付けを受けてください。原則として貸付けは入学時納付金と相殺する方法によります。貸付けの申し込みをしながら、入学手続き時に別途資金で入学金を納入した場合は貸付けできません。

県外の私立高等学校希望の場合  
「合格証明書(写し)」を兵庫県私学振興協会へ提出していただいた後、当協会から貸付け認定通知書と借用金証書の必要用紙を送付します。「貸付認定通知書」「借用金証書」に「借受人、連帯保証人の印鑑証明書」「連帯保証人の所得証明書」等必要書類を添えて、三井住友銀行、みなし銀行又は住信銀行の兵庫県内の本支店(販売店)へ持参し、貸付手続を進めてください。(借受人及び連帯保証人が直接出向く必要があります。)  
専願の場合:令和2年2月28日(金)以降／併願の場合:令和2年3月26日(木)以降の貸付けとなります。  
高等学校の納入日には間に合わない場合はありますので、ご注意ください。

(注)連帯保証人は、独立の生計を営み、借受人と連絡して返還の責任を負える人でなければなりません。

10 返還方法 1年生の9月30日(償還日が金融機関の休日に当たるときは、その翌営業日)を初回として、半年ごとに計6回で返還していただきます。  
例:300,000円借り入れた場合、50,000円ずつ6回

ただし、退学・除籍等で学校の籍を離れる場合は、その時点で全額を返還していただきます。

**公益社団法人 兵庫県私学振興協会**  
〒650-0012 神戸市中央区北長崎通4丁目3番  
兵庫県私学会館内 TEL (078) 321-2592  
FAX (078) 321-5968  
JR・阪神電車「元町」駅下車 東出口を北へ徒歩3分  
URL : <http://www.hyogo-sshinko.or.jp/>

この貸付制度は、兵庫県から委託を受けて、兵庫県私学振興協会が実施するものです。  
令和2年4月に通信制課程を除く私立高等学校、及び公立高等専門学校(高専)へ入学される生徒の学資負担者に対し、入学時に必要な資金の貸付けを行います。  
入学希望校が兵庫県内の場合は、入学される公立高等学校へ申し込み、学校からのお貸付けとなりますが、また、兵庫県外の場合は、兵庫県私学振興協会へ申込みのうえ、入学資金取扱金融機関からの貸付けとなります。  
なお、この貸付金は、3年間の在学中に6回に分けて返済していただく必要があります。  
返済についてよく検討のうえ、お申し込みください。

**1 申込資格** 学資負担者(所得扶養者)が、兵庫県民で、令和元年度の市(町)民税所得割額及び県民税所得割額の基準に該当される方。ただし、妻1の基準を超えても、妻2の特別の事情に該当する場合は、貸付対象となる場合があります。

**表1 市(町)民税所得割額及び県民税所得割額の基準**  
平成30年の収入に基づく令和元年度の市(町)民税所得割額と県民税所得割額の合算が257,500円未満  
(注)市(町)民税所得割額とは、年間の収入金額から、必要経費と扶養控除、配偶者控除など各種所得控除を差し引いた金額に住民税の税率を乗じた金額をいいます。  
特別徴収税額通知書や納税通知書では、「市(町)民税所得割額」及び「県民税所得割額」と書かれた欄に記入されている金額です。(均等割額は含みません。)

**表2 特別の事情**  
転・退学、死亡、入院、離婚、別居、失・廃業、倒産等により令和元年中の学資負担者の所得が前年に比べて著しく減少する見込みであること  
(注)その事情を証する書類(写しでも可)が必要です。

私立高等学校入学資金貸付の募集に関して、よくあるお問い合わせとお答えです。

質問 1 兵庫県内の私立高校を受験しますが、この場合、提出先はどこですか。

答え 「所得証明書」に代わるものとして「生活保護受給証明書」を提出してください。この証明書には、親と子の氏名が記入されていることをご確認ください。

質問 2 兵庫県内の私立高校を受験する場合は、受験する私立高校に申請書を提出してください。この場合、受験する私立高校でないことに注意してください。学校により願書とともに提出する場合や、借受人本人の持参が必要な場合があります。詳しくはそれぞれの学校にお問い合わせください。

質問 3 この私立高等学校入学資金貸付は他の貸付けと併せて申し込むことができます。  
こからですか。

答え 兵庫県外の私立高校を受験する場合は、受験する私立高校ではなく銀行からの貸付けとなります。このため、まず、申請書は「兵庫県私学振興協会」(神戸市中央区 兵庫県私学会館内)に提出してください。受験する私立高校でないことに注意してください。貸付けする銀行は、三井住友銀行、みなど銀行、但馬銀行の3行(兵庫県内の本支店のみ)です。ただし、みなと銀行については、取扱店が限られていますため、実際の手続き支店はお申し込み後、こちらからお知らせいたします。また、三井住友銀行のみ、銀行取引約定書を別途提出していただくとともに、その印紙が必要です。

質問 4 兵庫県内の私立高校と県外の私立高校を受験しようと考えていますが、この場合、申請書はどうすればよいでしょうか。

答え 兵庫県内と県外の私立高校を受験する場合、申請書はそれぞれの申込先に提出し、書類の「併願高校名欄」に他の受験校名を記載してください。

質問 5 公立高校を併願しますが、申込みはできますか。

答え 併願の場合も専願と同様に申し込みます。(申込期間は同じです)ただし、最終的に公立に進学される場合、貸付は受けられません。

質問 6 親と子の姓が異なるのですが、特に必要な書類があるでしょうか。

答え お二人の姓柄の分かるもの、例えば住民票、健康保険証(写し)等を提出してください。

質問 7 令和元年の所得が前年に比べて著しく減少しました。令和元年度の市(町)民税所得割額が基準を超えていますが、入学資金貸付は受けられないのでしょうか。

答え 令和元年分の源泉徴収票(写し)があれば、これを提出してください。これがない場合は、これに代わる所持が分かるものをお持ちください。

質問 8 昨年まで兵庫県外に居住していましたので、兵庫県内の所得証明書が取れません。どうすればよいでしょうか。

答え その場合は、現在居住している兵庫県内市町の住民票と兵庫県以外市町村の所得証明書を提出していただいて結構です。

質問 9 生活保護を受けていますが、この場合「所得証明書」はどうすればよいですか。

答え 「所得証明書」に代わるものとして「生活保護受給証明書」を提出してください。この証明書には、親と子の氏名が記入されています。

質問 10 離婚をした場合は、どのような所得証明書を提出すればよいですか。

答え 学資を負担する(子供を扶養している)保護者の所得証明書を提出してください。

質問 11 運営保証人が兵庫県以外に住んでいません。それで貸付けが受けられるのでしょうか。

答え 県外に居住している方でも運営保証人になることができます。

質問 12 現在勤いでおらず、年金生活をしている人に、運営保証人にならえますか。

答え 年金生活の方でも、独立の生計を営み、借受人と連帯して返還の責任を負える人であれば結構です。ただし、生活保護を受給している方は運営保証人にはなりません。

質問 13 娘が兵庫県内に住んでいますが、子どもは県外に住んでいるといった別居の場合は、入学資金の貸付けは受けられないのでしょうか。

答え 学資を負担する親が、兵庫県内に居住していれば受けられます。したがって、お問い合わせの場合は該当します。

質問 14 外国籍なのですが、申し込めますでしょうか。

答え 現在のお住まいが兵庫県内かどうかであって、国籍を問いませんので、お申し込みください。

質問 15 通学制の学校を受けるのですが、貸付けの対象としていただけますか。

答え 全日制と定時制を貸付けの対象としていますので、通信制の場合はお貸しきません。

質問 16 専門学校(専修学校高等課程)を受けるのですが、貸付けの対象としていただけますか。

答え 専門学校(専修学校高等課程)の場合は、専修学校各種学校連合会(電話 078-391-7010)で貸付けています。そちらにお問い合わせください。

質問 17 双子が同時に受験するのですが、この場合の貸付申請書は一枚でよいでしょうか。

答え お手数ですが、それぞれの生徒ごとに申請書を提出していただきます。

質問 18 婦国子女として受験するのですが、貸付けの対象となりますか。

答え 婦国子女の場合、この4月に1年生として入学する場合のみ適用されます。2年生、3年生として途中から編入される場合は貸付けの対象になりません。